

一般質問通告書

【第71回定例会】

多可町議会議長 河崎 一様
多可町議會議員 大山 由郎



受領日	番号
平成28年9月2日	/
(午前)・午後 8時30分	

質問の項目及び要旨	答弁を求める者
1. 災害時の障がい者への「配慮」は万全か	町長
2.	
3.	

別紙にて

質問の内容

今年4月に施行された障害者差別解消法では、障がい者の特性に応じた合理的配慮が自治体に義務、民間事業者には努力義務が課せられた。

特に災害時は、命に関わる非常事態であり、障がい者に対し「非常時であり対応できない」では済まない。内閣府は同法に基づいた各種の例を挙げ、各自治体へ取り組みをうながしている。

先般の熊本地震で、強い揺れなどで被害を受けた大分県別府市は、全国で初めて条例で災害時の障がい者への配慮を盛り込んでいる。また、法の施行に合わせて明石市が「障害者配慮条例」を施行した。

①障害者差別解消法では、行政機関には障害者への「合理的配慮」を義務づけているが、多可町は“従来の防災施策に障がい者への「合理的配慮」が盛り込めてある”としているが、詳細と活用方法について。

②別府市は条文に、災害時の安全確保、防災計画での配慮などを明記した。担当は“明文化しなければ障がい者の防災が抜け落ちてしまう可能性があるため条文でうたうべき”と述べているが、多可町は「配慮条例」の検討はしているか。

③同法では「合理的配慮」が自治体に義務付けられたが防災時の備品の充実、一人ひとりの要望に合わせた災害時の個別支援計画作成などの整備は、各自治体の“裁量に委ねる”とされているが、多可町での「支援計画」への検討はどうか。